

町田市聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年6月12日

町田市長 稲垣 康 治

町田市規則第40号

6月26日迄掲示

町田市聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則

町田市聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年9月町田市規則第41号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
<p>(定義) 第3条 この規則において、当事者とは、法第15条第1項若しくは町田市行政手続条例（以下「市条例」という。）第15条第1項又は法第30条若しくは市条例第28条の通知を受けた者（<u>法第15条第4項後段</u>及び市条例<u>第15条第4項後段</u>（法第31条及び市条例第29条において準用する場合を含む。）の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。）をいう。</p>	<p>(定義) 第3条 この規則において、当事者とは、法第15条第1項若しくは町田市行政手続条例（以下「市条例」という。）第15条第1項又は法第30条若しくは市条例第28条の通知を受けた者（<u>法第15条第3項後段</u>及び市条例<u>第15条第3項後段</u>（法第31条及び市条例第29条において準用する場合を含む。）の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。）をいう。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

町田市住民基本台帳事務取扱規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年6月12日

町田市長 稲垣 康 治

町田市規則第41号

6月26日迄掲示

町田市住民基本台帳事務取扱規則の一部を改正する規則

町田市住民基本台帳事務取扱規則（平成3年11月町田市規則第53号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
<p>(所管)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）、<u>出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の15の2第1項に規定する特定在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書（以下これらを「個人番号カード等」という。）</u>（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。以下この項及び第11条第6項において「認証法」という。）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書を記録したものに限る。第11条の2第1項及び第13条の2第1項において同じ。）又は移動端末設備（認証法第16条の2第1項に規定する移動端末設備であって、認証法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録された電磁的記録媒体が組み込まれたものに限る。第11条の2第1項及び第13条の2第1項において同じ。）を利用する者に関する事務は、自動交付機（町田市（以下「市」という。）の電子計算機と電気通信回線により接続された端末機で、利用者自らが必要な</p>	<p>(所管)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）<u>第11条第6項において「番号法」という。）</u>第2条第7項に規定する個人番号カードであって、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。以下この項及び第11条第6項において「認証法」という。）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書を記録したものに限る。第11条の2第1項及び第13条の2第1項において同じ。）又は移動端末設備（認証法第16条の2第1項に規定する移動端末設備であって、認証法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録された電磁的記録媒体が組み込まれたものに限る。第11条の2第1項及び第13条の2第1項において同じ。）を利用する者に関する事務は、自動交付機（町田市（以下「市」という。）の電子計算機と電気通信回線により接続された端末機で、利用者自らが必要な操作を行うことにより証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。第11条の2及び第13条の2において同じ。）を設置する場所において取り扱うものとする。</p>

操作を行うことにより証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。第11条の2及び第13条の2において同じ。)を設置する場所において取り扱うものとする。

(住民票の写し等又は除票の写し等の交付手続等)

第11条 略

2～5 略

6 第1項の規定にかかわらず、住民基本台帳に記録されている者は、個人番号カード等(認証法第3条第1項に規定する個人番号カード用署名用電子証明書を記録したものに限る。次項及び第13条第5項において同じ。)を利用して、自己に係る住民票の写し等(住民票記載事項証明書にあっては、自己に係る事項について市長が別に定める様式により作成するものに限る。次条において同じ。)の交付の請求を電子情報処理組織(総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則(平成15年総務省令第48号)第3条に規定する電子情報処理組織をいう。以下同じ。)を使用する方法により行うことができる。

7 第1項の規定にかかわらず、除票簿に記録されている者は、個人番号カード等を利用して、その者に係る除票の写しの交付の請求を電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。

8・9 略

(自動交付機による住民票の写し等の交付手続等)

第11条の2 前条の規定にかかわらず、住民基本台帳に記録されている者は、個人番号カード等又は移動端末設備を利用して、自動交付機により住民票の写し等の交付を請求することができる。

2 略

(戸籍の附票の写し及び戸籍の附票の除票の

(住民票の写し等又は除票の写し等の交付手続等)

第11条 略

2～5 略

6 第1項の規定にかかわらず、住民基本台帳に記録されている者は、個人番号カード(番号法第2条第7項に規定する個人番号カードであって、認証法第3条第1項に規定する個人番号カード用署名用電子証明書を記録したものに限る。次項及び第13条第5項において同じ。)を利用して、自己に係る住民票の写し等(住民票記載事項証明書にあっては、自己に係る事項について市長が別に定める様式により作成するものに限る。次条において同じ。)の交付の請求を電子情報処理組織(総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則(平成15年総務省令第48号)第3条に規定する電子情報処理組織をいう。以下同じ。)を使用する方法により行うことができる。

7 第1項の規定にかかわらず、除票簿に記録されている者は、個人番号カードを利用して、その者に係る除票の写しの交付の請求を電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。

8・9 略

(自動交付機による住民票の写し等の交付手続等)

第11条の2 前条の規定にかかわらず、住民基本台帳に記録されている者は、個人番号カード又は移動端末設備を利用して、自動交付機により住民票の写し等の交付を請求することができる。

2 略

(戸籍の附票の写し及び戸籍の附票の除票の

写しの交付手続等)

第13条 略

2～4 略

5 第1項の規定にかかわらず、個人番号カード等を利用して、戸籍の附票の写しの交付を請求しようとする者は、電子情報処理組織を使用する方法により当該請求をすることができる。

(自動交付機による戸籍の附票の写しの交付手続等)

第13条の2 前条の規定にかかわらず、個人番号カード又は移動端末設備を利用して、戸籍の附票の写しの交付を請求しようとする者は、自動交付機により当該請求をすることができる。

2 略

別表(第16条関係)

1 本人確認書類1群(1点以上の提示により確認するもの)

運転免許証、運転経歴証明書(平成24年4月1日以後に交付されたものに限る。)、旅券、在留カード、特別永住者証明書、一時庇護許可書、仮滞在許可書、個人番号カード等、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、船員手帳、海技免状、小型船舶操縦免許証、猟銃・空気銃所持許可証、戦傷病者手帳、宅地建物取引士証、電気工事士免状、認定電気工事従事者認定証、特種電気工事資格者認定証、耐空検査員の証、航空従事者技能証明書、運航管理者技能検定合格証明書、動力車操縦者運転免許証、教習資格認定証、警備員検定合格証明書、無線従事者免許証、官公署がその職員に対して発行した身分証明書(本人の写真が貼付されたものに限る。)等

2・3 略

写しの交付手続等)

第13条 略

2～4 略

5 第1項の規定にかかわらず、市の区域内に本籍を有する者は、個人番号カードを利用して、戸籍の附票の写し(自己が記録されている戸籍の附票に係るものに限る。)の交付の請求を電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。

(自動交付機による戸籍の附票の写しの交付手続等)

第13条の2 前条の規定にかかわらず、市の区域内に本籍を有する者は、個人番号カード又は移動端末設備を利用して、自動交付機により戸籍の附票の写しの交付を請求することができる。

2 略

別表(第16条関係)

1 本人確認書類1群(1点以上の提示により確認するもの)

運転免許証、運転経歴証明書(平成24年4月1日以後に交付されたものに限る。)、旅券、在留カード、特別永住者証明書、一時庇護許可書、仮滞在許可書、個人番号カード、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、船員手帳、海技免状、小型船舶操縦免許証、猟銃・空気銃所持許可証、戦傷病者手帳、宅地建物取引士証、電気工事士免状、認定電気工事従事者認定証、特種電気工事資格者認定証、耐空検査員の証、航空従事者技能証明書、運航管理者技能検定合格証明書、動力車操縦者運転免許証、教習資格認定証、警備員検定合格証明書、無線従事者免許証、官公署がその職員に対して発行した身分証明書(本人の写真が貼付されたものに限る。)等

2・3 略

この規則は、令和8年6月14日から施行する。